陳　情　文　書　表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第267号（８.11.19） 王子公園再整備に伴う都市公園の一部廃止について、都市公園法の趣旨と司法判断を踏まえた再検証を求める陳情
陳情の要旨	１．王子公園の一部廃止について、都市公園法第16条第1号の「公益上特別の必要」があるとする根拠を改めて検証し、市民に明らかにすること。 ２．代替公園が設けられていない中で、従来の王子公園が持っていた公園機能がどのように確保されるのか、具体的に明らかにすること。 ３．大学敷地内の市民利用可能な空間が、従来の都市公園と同等の機能を担えるのか、具体的に検証し、市民に明らかにすること。 ４．王子公園の一部廃止によって、災害時の避難場所としての機能が低下しないのか、具体的に検証し、市民に明らかにすること。 ５．大阪高裁の東吉祥院公園に関する判決で示された判断も踏まえ、都市公園法第16条の趣旨に照らして、王子公園の一部廃止の妥当性を改めて検証するとともに、必要な見直しを行うこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市中央区 大　野　聖　美
送付委員会	建設防災委員会

令和8年11 月19日

神戸市会議長 殿

陳情者住所　神戸市中央区

陳情者氏名　大野　聖美

王子公園再整備に伴う都市公園の一部廃止について、
都市公園法の趣旨と司法判断を踏まえた再検証を求める陳情

【陳情趣旨】

王子公園は、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時には避難場所として重要な役割を担ってきた、神戸市東部で重要な都市公園です。ところが、王子公園再整備に伴い、公園の一部、約3.5ヘクタールを都市公園から外し、関西学院に売却した結果、王子公園は縮小しました。

神戸市は、大学敷地内に市民が利用できる空間を設けることなどにより、公園機能を確保するとの考えを示しています。一方、市会では、廃止された部分の代替公園が示されていないことや、防災機能が十分に維持されるのかが問題として指摘されています。

こうした中、京都市の東吉祥院公園（都市公園）廃止処分取消請求事件では、2026年10月14日大阪高裁が都市公園の廃止処分を取り消す判決を言い渡しました。京都市はこの判決を不服として上告受理を申し立てています。この事件は都市公園法第16条第2号に関するもので、同条第1号の「公益上特別の必要」を根拠とする王子公園とは法的な位置づけが異なります。しかし、大阪高裁が代替公園の規模や広域避難場所としての機能などに着目したことは、都市公園が果たしてきた機能をどのように確保するかという点で重要です。

市民共有の財産である王子公園の公園機能と防災機能を将来に引継ぐため、京都の司法判断も踏まえ、王子公園の一部廃止が都市公園法第16条の趣旨に照らして妥当なのか、改めて検証し、市民に明らかにすることを求めます。よって、以下の事項について陳情致します。

【陳情事項】

1．王子公園の一部廃止について、都市公園法第16条第1号の「公益上特別の必要」があるとする根拠を改めて検証し、市民に明らかにすること。
2．代替公園が設けられていない中で、従来の王子公園が持っていた公園機能がどのように確保されるのか、具体的に明らかにすること。
3．大学敷地内の市民利用可能な空間が、従来の都市公園と同等の機能を担えるのか、具体的に検証し、市民に明らかにすること。
4．王子公園の一部廃止によって、災害時の避難場所としての機能が低下しないのか、具体的に検証し、市民に明らかにすること。
5．大阪高裁の東吉祥院公園に関する判決で示された判断も踏まえ、都市公園法第16条の趣旨に照らして、王子公園の一部廃止の妥当性を改めて検証するとともに、必要な見直しを行うこと。